

第2号様式（第6条関係）

誓約

提出日を記入します

年 月 日

匣瑳市長 あて

それぞれ記入し  
押印します

申請者

住所  
氏名  
電話

㊟

私は、匣瑳市の住民として10年以上居住すること及び匣瑳市転入者マイホーム取得奨励金交付要綱第9条各号のいずれかに該当することとなったときは、同要綱第10条の規定による市長の返還請求に従い、既に交付を受けた奨励金の全額に相当する額を返還することを誓約します。

匣瑳市転入者マイホーム取得奨励金交付要綱（抜粋）

（決定の取消し等）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）（第3号については当該交付決定者の属する世帯の構成員を含む。）が、奨励金を交付した日の翌日から起算して10年以内に次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、奨励金の交付の決定を取り消し、転入者マイホーム取得奨励金交付決定取消通知書（第5号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

- （1） 転出し、又は転居したとき。
- （2） 交付対象住宅の所有権が相続以外で第三者に移転したとき。
- （3） 匣瑳市の市税及び国民健康保険税に滞納が生じたとき。